

議案第9号

旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月5日 提出

旭市長 米本 弥一郎

旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年旭市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。